

令和8年4月

中山間地域農業を守る物価高騰対策事業Q & A

- Q-1 事業対象地域及び対象者は？
- Q-2 対象となる経営品目は？
- Q-3 対象となる機械は、ポンチ絵の例示以外に例えばどのようなものが含まれるのか？
- Q-4 機械の導入以外にどのようなものが対象となるのか？
- Q-5 機械導入の補助(1/2以内)の下限、上限はあるのか？
- Q-6 導入機械等の申請数量に制限があるのか？
- Q-7 対象となる修繕は、非常に幅広いが、どのようなものまで含まれるのか？
- Q-8 導入と修繕を組み合わせでの申請は可能か？
- Q-9 要望が多い場合の事業採択はどのように決めるつもりか？
- Q-10 市町村事務について
- Q-11 支庁・振興局における事務について
- Q-12 導入機械の規模について
- Q-13 補助金の返還について
- Q-14 事業実施のスケジュールについて

Q-1	事業対象地域及び対象者は？
-----	---------------

対象地域：県内の中山間地域（宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項に規定される地域）
対象者：地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定される地域農業経営基盤強化促進計画）に位置づけられ、かつ、中山間地域等直接支払制度の集落協定の一員として協定活動に参加する者（個人、又は法人）を対象とする。

Q-2	対象となる経営品目は？
-----	-------------

米生産が主であるが、園芸品目（果樹、野菜等）、飼料作物も対象。

Q-3	対象となる機械は、ポンチ絵の例示以外に例えばどのようなものが含まれるのか？
-----	---------------------------------------

農業生産及び農地保全に必要なトラクター、歩行式バインダー、ハンマーナイフモア、畝立機、耕うん整地用農具（プラウ・ロータリー、ハロー）、播種機、育苗機、米穀乾燥機、脱穀機、粃すり機、防除用機具（ドローン、散布機、噴霧機）、運搬用機具、堀取機、精米機

※運搬用機具で軽トラックは対象外

機械の導入については、原則新品とするが、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる）が2年以上の中古機械も対象とする。

Q-4	機械の導入以外にどのようなものが対象となるのか？
-----	--------------------------

本事業における「機械等」とは、農業生産活動に直接供される機械本体、または機械の機能維持・能力向上のために必要な附帯設備を指す。

（例）

・対象となる設備経費

取水用機材：農業用水確保のためのポンプ、取水用ホース、配管設備等。

機械設置工事：導入する機械を稼働させるために不可欠な基礎設置、配管、電源接続等の施工費（機械導入と一体のもの）。

機械の性能向上・能力増強：新規で機械本体を導入する場合のほか、既にお持ちの機械本体に対して、性能向上や能力増強を目的として行う改修・部品交換等の設備導入・修繕。

・対象とならないもの

施設建設：ハウスや倉庫、作業場等の施設建設・工事（増改築、修繕含む）。

Q-5	機械導入の補助(1/2以内)の下限、上限はあるのか？
-----	----------------------------

限度額は以下のとおり設定。

区分	下限	上限
導入・修繕	100千円	2,500千円

Q-6	導入機械等の申請数量に制限があるのか？
-----	---------------------

補助限度額以内であれば、数量等は問わない。但し、1機当たり下限額の100千円以上。

Q-7 対象となる修繕は、非常に幅広いが、どのようなものまで含まれるのか？

品目の基幹作業や農用地保全に必要な機械の修繕費用。但し、1機あたり下限額の100以上。

Q-8 導入と修繕を組み合わせでの申請は可能か？

申請は可能。その際の限度額の考え方は以下のとおり。上限額と下限額で考え方が異なるので注意すること。

<上限額> 導入費用と修繕費用を合計した額について2,500千円を補助上限とする。

(例) 導入費用：事業費4,900千円 (補助額1/2：2,450千円)

修繕費用：事業費300千円 (補助額1/2：150千円)

合計：5,200千円 × 1/2 = 2,600千円

導入費、修繕費ともに下限額100千円を上回っているため補助対象となるが、合計金額上限を超すため補助可能額は2,500千円となる。

<下限額> 修繕費用・導入費用それぞれの区分で下限額100千円以上となっていること。

(例) 導入費用：事業費200千円 (補助額1/2：100千円)

修繕費用：事業費100千円 (補助額1/2：50千円)

合計：300千円 × 1/2 = 150千円

上記の場合は、修繕費用が下限額100千円に満たないため、補助対象外(導入費用については下限額を上回っているため導入に係る補助額100千円のみ補助対象となる)

Q-9 要望が多い場合の事業採択はどのように決めるつもりか？

本事業の運用による2の(2)で採択基準が並ぶ場合は、事業計画の令和11年度取組予定面積から、下記ポイント表区分2の「その他加算」の実施状況を加味し、採択するものとする。

<ポイント表>

項目	区分1	区分2	要件	ポイント
必須		協定への参加有無	中山間地域等直接支払制度に係る集落協定参加者である(又は令和8年度中に参加する見込)	必須
①	中山間地域等直接支払制度取組状況	目標設定	第6期対策(令和7年度から令和11年度まで)中に対象農用地を拡大する予定	5
			第6期対策(令和7年度から令和11年度まで)中は対象農用地を維持する予定	3

②		取組面積	1.0ha 以上	5
		(事業実施主体の令和 8 年度中山間地域等直接支払制度の取組面積)	0.5ha 以上 1.0ha 未満	3
			0.3ha 以上 0.5ha 未満	2
			0.3ha 未満	1
③	その他加算	対象地域	対象農用地が農業地域類型上の山間農業地域である	3
④		導入機械	スマート農業等の省力化・効率化を図る機械の導入である	2
最大ポイント				15

Q-10 市町村事務について

市町村における事務は、中山間地域等直接支払制度に係る事務を所管する課を窓口として、以下の内容を想定している。

- ・管内の集落協定への事業周知・推進
- ・要望のとりまとめ
- ・添付書類の追加、確認（集落協定書の写し、地域計画の写し等）
- ・計画書等書類審査
- ・導入機械の確認
- ・ポイント整理表の作成 等

Q-11 支庁・振興局事務について

支庁・振興局における事務は、中山間地域等直接支払制度に係る事務を所管する課を窓口として、以下の内容を想定している。

- ・管内の市町村への事業周知・推進
- ・添付書類の確認
- ・計画書等書類審査
- ・導入機械の確認
- ・ポイント整理表の審査
- ・市町村からの要望のとりまとめ及び農政企画課への提出 等

Q-12 導入機械の規模について

導入機械の規模については、事業計画書の取組面積に対して明らかに過剰な規模の機械導入となっている場合は、必要に応じて補助事業者から理由を聴取するとともに、規模決定根拠等の提出を求めることとする。

Q-13 補助金の返還について

代理購入、貸出目的、協定エリア外での過度な機械等の目的外使用など、不当行為が認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(例)

1. 補助金の交付要件を満たさなくなった場合

例：不正な申請、目的外使用、事業の中止・廃止など

2. 消費税の仕入れ税額控除を行ったことにより、補助金相当額の返還が必要となった場合

3. 耐用年数期間中に、知事の承認なく財産処分を行った場合

例：売却、譲渡、廃棄、貸付、担保提供、目的外使用など

なお、上記のほか補助金の交付決定の内容や交付条件、関係規程に違反した場合には、補助金の全部または一部の返還が必要となる場合がある。

補助事業の内容を変更・中止する場合や、補助金で取得した財産を処分する可能性がある場合は、事前に相談すること。

Q-14	事業実施のスケジュールについて
-------------	------------------------

事業実施のスケジュールは下記の見込みである。

時期	フェーズ	具体的な作業
5月上旬	募集開始	市町村から事業者へ事業案内・要望受付開始
6月末日	募集締切	事業者から市町村へ書類提出
6月末日～7月上旬	県への要望提出	市町村での要望とりまとめ・書類点検・ポイント整理
7月中旬～7月末	審査	支庁・振興局での審査、農政企画課への報告
8月上旬	採択	県から事業者へ採択通知
8月末	補助金申請	市町村での申請とりまとめ・書類点検
9月上旬	交付決定	県から事業者へ交付決定通知
9月～1月	事業実施	機械の選定・購入、導入、修繕実施
2月末まで	事業完了・実績報告	機械等の納入、検収、支払完了、実績報告書提出
3月下旬	精算	補助金の確定・支払（精算払）